

訪問看護ステーション シャイン 虐待防止のための指針

法人名	株式会社シャイン
事業所名	訪問看護ステーション シャイン
管理者名	市川 基子
住所	愛知県西尾市吉良町上横須賀元屋敷107 ハイツセラA2 01
電話	0563-65-6415

1. 虐待の防止に関する基本的考え

虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。等事業所では、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、利用者の権利利益の擁護を実現する。

※以下の通り、虐待防止に関する担当者(責任者)を設置する

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 事業所内に、虐待防止検討委員会(以下、委員会)を設置する。
- (2) 本委員会の運営責任者は、管理者とする。
- (3) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議体と一体的に行う場合があり、また他のサービス事業者と連携して委員会を開催する場合がある。
- (4) 委員会の開催にあたっては、テレビ電話装置等を活用する場合がある。
- (5) 委員会は、年1回の定期的開催と、虐待被疑事件が発生した場合等の適宜開催とする。
- (6) 委員会の議題は担当者が決める。具体的には以下のいずれかの事項について協議するものとする。
 - イ. 委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ. 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ハ. 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ. 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ. 従業者が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるた
めの方法に関すること
 - ヘ. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる、再発の確実な防止策に関すること
 - ト. 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (7) 委員会で得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は従業者に周知徹底を図る。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

従業者に対する虐待防止のための研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該訪問型サービス事業所等における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

- (1) 定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- (2) 研修の実施内容については、記録等を保管する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合、虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、委員会担当者の相談の上、関係機関と連携を図る。状況に応じ市町村・地域包括センターや、虐待防止センターに報告し、その要因の除去に努める。
- (2) 虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合は、速やかに関係機関との相談連携及び、市町村・地域包括支援センターや、虐待防止センター、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
- (3) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が利用者への虐待を発見した場合、委員会、担当者に報告する。
虐待者が委員会、担当者本人であった場合は、他の上席者に相談する。
- (2) 相談・報告を受けた場合、委員会・担当者は速やかに委員会に報告する。
- (3) 状況に応じ関係機関との相談連携、緊急性が高い場合等状況に応じ市町村・地域包括支援センターや、虐待防止センターに報告する。
- (4) 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。
- (5) 客観的な事実の経過、相談・報告内容等の記録を作成し保管する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止や権利擁護の観点から、状況に応じ関係機関と相談連携し、利用者又はご家族に対して成年後見制度を活用することを説明し、その求めに応じ市町村の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、委員会に報告し、以降、委員会、担当者が対応する。
この時、通報者氏名等を聞かれても開示してはならない。
- (2) 苦情相談に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。

(3)対応の流れは、上述の「第5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依するものとする。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、当事業所職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、利用者又はご家族、関係機関が閲覧できるように配布することが出来る。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

上述の「第3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、各市町村により提供される情報収集や研修等にも参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽する。

10. 虐待の種類

- ・身体的虐待:暴力、無理やり食べさせる、過度な身体拘束
- ・介護・世話の放棄(ネグレクト):食事や入浴の拒否、おむつ交換をしない、医療への不通
- ・心理的虐待:怒鳴る、無視する、脅すような言動
- ・性的虐待:本人が嫌がる性的行為の共用、露出など
- ・経済的虐待:本人の同意なく貯金や年金を使用する

更新日	更新内容
2024年4月1日	指針作成
2025年4月1日	指針改定(虐待の種類追記)
2026年4月1日	指針改定(担当者・責任者の設置追記)